

## ○大阪府社会福祉施設設置条例（抜粋）

## （利用料金）

第十五条 知事は、ビッグバン、稲スポーツセンター及びコミュニケーションセンターの指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、当該施設を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

一 ビッグバン 別表第二

二 稲スポーツセンター 別表第三

三 コミュニケーションセンター 別表第四

4 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## 別表第三（第十五条関係）

（平三一条例二〇・追加）

区分			単位	金額
体育館	一般使用	大人	一日一回	円 四三〇
		小人		二二〇
	専用使用	利用するものの構成員の半数を超える者が大人である場合	一日	一四、六〇〇
		その他の場合		一一、九〇〇
多目的室			一日	八、三〇〇
会議室			一日	八、三〇〇
附帯設備	モニターテレビ		一式一日	六、三〇〇

備考 「小人」とは、四歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。